

# 業務指示書

## ウクライナ国一般廃棄物管理に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年11月29日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年12月4日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません
- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
  - ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
  - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／廃棄物管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 廃棄物焼却発電】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物焼却発電に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2017年12月8日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(UAH1 = 4.2040 円 , US\$1 = 113.694 円 , EUR1 = 131.973 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/廃棄物管理計画  
廃棄物焼却発電

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.16 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年12月25日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ウクライナ国一般廃棄物管理に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00) /	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00) /	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力 / 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者のみ /	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/廃棄物管理計画 /	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 廃棄物焼却発電 /	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ウクライナは約4,400万人の人口を擁し、年間約4,800万立法メートルの固形廃棄物が発生し、約5,500カ所の埋立場にて処分されている。同国政府は、GIZ及びEBRDの支援を受けて廃棄物管理に係る国家計画（National Waste Management Strategy）の策定を進めており、循環型経済の推進、廃棄物発生量の最小化、廃棄物の再利用を軸とした2030年までの政策の方向性を検討している。この計画においては、地方分権化を推進するため、各地方自治体へ公共サービスに係る権限を移譲する方針となっており、市町村レベルの各地方自治体が責任機関として廃棄物管理計画を策定し、回収から処分までを実施することが義務付けられる見込み。担当省庁である地域発展・住宅・公共サービス省（Ministry of Regional Development, Construction, Housing and Communal Services）は、国家計画の策定や法整備を通じて、州政府、地方自治体レベルでの廃棄物管理の実施を推進する役割を担い、各州政府は、州の全体計画の策定、各種の許認可発行を担うこととなる。廃棄物管理の主体となっていく各地方自治体においては、収集・運搬から中間処理・リサイクル、最終処分までを含めた廃棄物管理における戦略や計画の策定を進めている。

同国においては、1985年～1992年にかけて4カ所（キエフ、ハルキウ、ドニプロ、セバストポリ）に廃棄物焼却施設の建設が計画されたが、同国内で実際に操業しているのはキエフのエネルヒア廃棄物焼却処理場の1カ所のみとなっており、残りの3つはいずれも人材不足や資金不足により計画そのものが中断されている。その結果、焼却処分される廃棄物は全体の2.71%に留まっている。近年、埋立場の収容能力が逼迫していること、またEU基準に適合するよう環境基準を満たさない埋立場の閉鎖を進めていく方針であることから、埋立量を削減するため、廃棄物焼却施設の建設が喫緊の課題となっている。以上のような状況から、ウクライナ政府から日本政府・JICAに対し、円借款による廃棄物焼却施設整備（特に、廃棄物焼却発電事業）への支援など、廃棄物セクターに係る様々な支援の期待がある。

この様な背景の下、キエフ市、ハルキウ市、ドニプロ市の3都市の廃棄物セクターに関して、基礎的な情報収集と関係諸機関・地方自治体との協議を通じ、具体的な支援ニーズの特定、廃棄物焼却発電事業の必要性や導入可能性の確認を行い、今後の円借款及び付随する技術協力による支援の可能性を検討するため、情報収集・確認調査を実施することとした。

### 2. 業務の目的

本調査では、キエフ市、ハルキウ市、ドニプロ市の3都市を対象に、家庭廃棄物管理のプロセス、組織運営・維持管理体制（含む財務）、廃棄物焼却施設の現状など、廃棄物管理システム全体（発生、収集・運搬、中間処理・リサイクル、最終処分）について基礎情報の収集を行う。これらの結果に基づき、政府・州政府・地方自治体の方針等に関する情報整理、具体的な支援ニーズの特定、廃棄物焼却発電事業の必要性や導入可能性の確認・候補案件の絞り込みを行った上で、廃棄物分野における今後の円借款及び付随する技術協力による支援の方向性やシナリオの提案を行う。

#### (1) 対象地域

ウクライナ国キエフ市、ハルキウ市、ドニプロ市

## (2) 相手国対象機関

- ・ 地域発展・住宅・公共サービス省 (Ministry of Regional Development, Construction, Housing and Communal Services)
- ・ 環境・天然資源省 (Ministry of Ecology and Natural Resources)
- ・ 経済発展・貿易省 (Ministry of Economic Development and Trade)
- ・ 対象3都市の属する各州政府
- ・ 対象3都市内の各地方自治体

## 3. 業務の範囲

コンサルタントは、上記「2. 業務の目的」を達成するために、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

- (1) 調査対象地域は、キエフ市、ハルキウ市、ドニプロ市の3都市とする。各都市の2017年の人口はそれぞれ280万人、143万人、103万人である。特に、首都であるキエフ市については、現地調査の際に十分な調査日程を確保し、情報収集、今後の支援方針の検討を入念に行うこと。
- (2) ウクライナにおいては、市町村レベルの各地方自治体へ廃棄物管理に係る権限を委譲する方針に鑑み、各都市において廃棄物管理計画の策定を進めている。本情報収集・確認調査では、これらの計画を分析した上で、廃棄物管理に関する現状、組織運営・維持管理体制(含む財務)など廃棄物管理システム全体(発生、収集・運搬、中間処理・リサイクル、最終処分)に係る基礎情報を収集すること。基礎情報として収集する項目は「5. 業務の内容」を参照のうえ、追加で必要と考えられる項目がある場合はプロポーザルで提案すること。
- (3) 本調査後の支援の可能性として、具体的には円借款及び関連する技術協力を想定しており、協力対象とする都市の絞り込み、投入計画や投入内容に関する検討を優先順位の確認とともに行うこと。
- (4) 廃棄物管理に係る各機関の役割と関係機関間の関係性を明確にすること。特に、各都市における廃棄物管理は地方自治体の責任で実施されるが、中央省庁・州政府との関係について、役割・権限・機能や予算面での関係性を法的根拠と共に整理する。また、各都市においては、収集・運搬、中間処理・リサイクル、最終処分の各プロセスの実施体制(直営または委託、委託業者の選定方法、委託料の料金水準および委託業者のビジネスモデル)について情報収集すること。
- (5) 廃棄物性状調査については、可能な限り既存の廃棄物性状データを参考にすること。既存のデータは、調査業務の開始までに中東・欧州部欧州課より提供できる見込み。
- (6) 廃棄物焼却発電事業の検討を行う際には、廃棄物焼却発電事業チェックリスト(案)(表1)に沿った調査を実施すること。円借款による公設公営型での建設・運営が有力と考えるが、PPP等の活用による民設民営型での建設・運営を希望する開発途上国も多いため、円借款ありきではなく、まずは適切な事業方式を検討すること。
- (7) 調査に当たっては、合計3回の現地調査(第1次、第2次は各4週間程度、

第3次は2週間程度)を行う事を想定しており、各調査にて想定する調査項目は下記の通り。各調査への着手に当たっては、先方政府または州政府・地方自治体への説明資料を事前に作成し、JICAの確認を得た上、先方に説明し合意を得て調査を開始すること。ただし、より効率的な業務工程がある場合、理由とともにプロポーザルで提案すること。なお、現地調査については、JICA及び官公庁の職員が同行する可能性があり、前広に日程調整を行うこと。

ア 第1次現地調査：

- (i) ウクライナの廃棄物セクターに係る全般的な情報収集
- (ii) 環境社会配慮および廃棄物性状調査にかかる再委託契約の締結等
- (iii) キエフ市、ハルキウ市、ドニプロ市における廃棄物セクターに係る基本的な情報の収集と検討

イ 第2次現地調査：

- (i) キエフ市、ハルキウ市、ドニプロ市における基礎情報の分析結果、再委託結果を踏まえた追加調査の実施

ウ 第3次現地調査：

- (i) ウクライナ側関係機関に対するJICAの支援シナリオの説明・協議
- (8) 調査内容の説明資料や成果品に関しては、図表等を活用して可能な限り提案内容を可視化したものとする。
- (9) JICAには、報告書提出時だけでなく、定期的に調査進捗につき、電話・メールベースで報告を行うこと。特に現地調査期間においては、調査結果をメール等で適宜報告し、関係機関との面談実施後は速やかに面談録をJICA 中東・欧州部欧州課に共有すること。

(表1) 廃棄物焼却発電事業チェックリスト(案)

分類	重要度	項目	評価指標
①社会的条件	最重要	(1) 対象都市人口	対象都市人口が10万人以上(もしくは施設規模70トン/日以上)である。
	重要	(2) 社会的ニーズ	「最終処分場の残余年数がひっ迫している」「廃棄物の衛生処理に対する要求が高い」等の社会的ニーズが高い。
	推奨	(3) 環境衛生に係る社会インフラの整備状況	対象都市において電力及び上下水道に係る行政サービスが問題なく提供されている。
	推奨	(4) 環境社会配慮の定着	対象国及び対象地域において、公害防止や環境アセスメントに関する法令(環境関連法令)が整備され、運用されている。
②住民理解	最重要	(1) ごみ分別に対する住民協力	ごみ分別に対する住民の協力が得られている(焼却不適ごみの搬入管理ができる)。
	最重要	(2) ごみ焼却発電施設に対する住民理解	ごみ焼却発電施設に対する住民の理解が得られている。
③制度的側面	最重要	(1) 法律及び施行令・規則等の整備	廃棄物処理に関する法律に加えて、施行令・規則等が整備されている。
	重要	(2) 行政組織の安定性	ごみ焼却発電施設の建設・運営事業を所管する行政組織があり、かつ組織が安定している。また、中核を担う職員を長期間(3年以上)雇用できる人事制度がある。
	重要	(3) 建設用地の妥当性	ごみ焼却発電施設の建設が可能な建設用地が確保されている、もしくは建設用地の確保について検討が進められている。
④行政のガバナンス力	最重要	(1) 上位計画におけるごみ焼却発電の位置付け	上位計画(総合計画、地域開発戦略等)にごみ焼却発電の導入が位置付けられている。
	最重要	(2) 首長の取組姿勢	首長はごみ焼却発電施設に対して肯定的である。
	重要	(3) 行政の執務執行能力	行政が適切に事業を遂行するために、外部有識者で構成される委員会やコンサルタントなどの外部専門機関を活用することができる。
	重要	(4) 売電に係る基準及び運用	エネルギー所管部署及び電力会社等により、売電に係る技術基準、発電設備の運用及び売電単価等について調整が図られている。
⑤財政的側面	最重要	(1) 財源の確保	ごみ焼却発電施設に係る事業費(建設費及び運営費)を確保できる。行政がティッピング・フィー(処理委託料)等の財政負担を行う準備があり、信頼できる投資家の参画が見込まれる。
	重要	(2) ティッピング・フィー(処理委託料)	ティッピング・フィーを契約によって長期的に安定した価格に定めることができる。
	重要	(3) 売電等による収入	電力や回収資源の売電(売却)単価及び売電(売却)量の想定が妥当である。
	推奨	(4) 事業方式の検討	事業方式(公設公営、DBO、BOTなど)の種類や特徴を理解しており、関係者間で事業方式に関する検討がなされている。
	推奨	(5) 事業リスクの確認	主要な事業リスクが確認されており、事業方式に合わせた責任分界点の違いが理解されている。
⑥技術的側面	最重要	(1) 廃棄物に係る基礎データの把握	廃棄物に係る基礎データ(ごみ量・ごみ質やごみ処理フロー)が明確になっている。
	重要	(2) メーカーの技術力	信頼できるプラントメーカー(ストーカ式)の参入が見込める。
	重要	(3) 焼却残さ(焼却灰)の適正処理	焼却残さ(焼却灰)の適正処理ができる(最終処分場に浸出水の外部流出対策が講じられている等)。
	推奨	(4) 環境モニタリング体制	排ガス、排水、騒音・振動、臭気等の分析機関があり、適切なモニタリングを行うことができる。
	推奨	(5) 類似施設の実績	火力発電所等の類似施設が存在し、その施設が適切に管理されている。
	推奨	(6) 技術者の確保	ごみ焼却発電施設の運転・維持管理を担う技術者が確保できる(工業高等学校卒業レベルに相当する技術力を有した者を確保できる)。

## 評価指標の重要度

最重要：該当しない場合、ごみ焼却発電施設の導入は極めて困難と考えられる基準

重要：ごみ焼却発電施設の導入にあたり満たすべき条件であり、支援により改善が見込まれる基準

推奨：ごみ焼却発電施設の導入にあたり、満たしていることが望ましい基準



## 5. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程をプロポーザルで提案すること。

なお、本調査の現地調査（第1次、第2次）及び国内作業により情報収集すべき項目を下記 a~k の通り示す。

- a. 調査対象都市の基礎情報  
対象都市における気象・自然条件（地震リスクを含む）、経済・産業（人口、人口の将来予測、産業構造、GDP、雇用、生活水準、本邦企業進出数等）、社会状況、開発政策を確認し、取りまとめる。
- b. 廃棄物分野の現状と課題  
調査対象都市において、現地調査（廃棄物性状調査等を含む）を行い、廃棄物の状況（発生量・種類・組成、収集・運搬の方法や収集率、料金（料金収集、徴収状況、補助金の有無）、中間処理や最終処分の方法、処分場の場所・容量、リサイクル量と率、および将来需要予測等）に関する情報を収集し、取りまとめる。また、同様に、廃棄物管理の状況（収集・運搬、中間処理・最終処分、既存保有施設と整備時期・管理体制、受益者負担、3R、民間セクター・インフォーマルセクター、市民啓発・環境教育等）に関する情報収集・分析を行う。また、キエフのエネルヒア廃棄物焼却処理場においては、その運用状況や技術水準について調査・分析すること。
- c. 廃棄物管理に関するウクライナ中央政府及び地方自治体の法規制・政策基準・開発計画  
廃棄物管理に関するウクライナ中央政府・対象都市自治体レベルでの、現行及び将来実施検討中の法規制、EU環境基準、政策、開発計画について情報収集を行う。
- d. 廃棄物セクターに係る他ドナーの支援状況  
ウクライナ中央政府および各調査対象都市での廃棄物セクターに関する他ドナーの支援状況、今後の計画・動向を取りまとめる。
- e. 実施体制の確認  
廃棄物セクターに関するウクライナ中央政府・地方自治体の関連機関の組織概要、役割、人員・予算、投資計画へのプロジェクト掲載状況、実施スキーム等を確認し、取りまとめる。また、主要関連機関の財務状況（財務諸表等）を確認し、財務的能力を分析する。
- f. 廃棄物焼却施設の新設・更新計画の把握  
調査対象都市における、廃棄物焼却施設の新設及び更新に係る計画につき、投資計画の承認手続き状況も含め情報収集を行う。プレ F/S または

F/S等が作成されている場合は、分析のうえ概要をまとめること。

- g. PPP実施状況、資金ニーズの把握  
ウクライナの廃棄物セクターにおけるPPPの制度、枠組み、実施状況、資金ニーズ、運用上のボトルネックに関する情報収集・分析を行う。
- h. 本邦技術の活用可能性・優位点の整理  
廃棄物焼却施設等、本邦技術のウクライナでの活用の可能性について情報収集・分析し、優位性を取りまとめる。
- i. 売電・熱供給に係る制度の確認  
廃棄物焼却施設で発電した電力の売電および廃熱の供給に係る制度や買取価格の水準、売電・売熱権の取得プロセスなど、制度や条件について情報収集を行う。
- j. 廃棄物焼却発電施設の導入可能性  
調査対象地域に新たに廃棄物焼却発電施設を建設すると仮定し、技術面および、資金調達、売電・熱供給契約などを含む財政面から分析することにより、ウクライナへの廃棄物焼却発電施設の導入可能性について検討すること。分析にあたっては、現時点でウクライナに存在する唯一の廃棄物焼却処理場であるエネルギー廃棄物焼却処理場を参考にすること。
- k. 環境社会配慮に係る情報収集及び候補プロジェクトのスクーピング  
ウクライナおよび調査対象都市における環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準、関係機関の役割について情報収集を行い、取りまとめる。また、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年10月版）」を参照の上、候補となる複数プロジェクトに対し環境影響のスクーピングを行う。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成

- ア 調査開始に先立ち、入手可能な既存資料及び類似案件情報等の収集分析を行う。特に、廃棄物管理に係る国家計画(National Waste Management Strategy)、及び既存の廃棄物性状データをレビューすること。
- イ 上記アによる分析を踏まえ、以下 a~g を骨子とするインセプション・レポート（案）を作成する。また、現地調査前に質問表及び先方への説明プレゼン資料を作成し、JICAに提出する。
  - a 調査の背景
  - b 調査の目的
  - c 調査の実施方針
  - d 調査の内容と実施方法（作業項目、手法、アウトプット等を明記）
  - e 作業計画（作業工程フローチャート、日程、インテリム・レポートの構成等）
  - f 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間

- g 調査実施体制（国内支援体制、実施機関内の体制、関係者との連携等）
- ウ インセプションレポート（案）、質問票、プレゼン資料の内容について、JICA に説明・協議を行う。協議結果を踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、インセプション・レポートを完成させる。
- (2) 第1次現地調査（2018年2月中旬～3月中旬頃）
- ア 国内事前準備にて作成したインセプション・レポートに基づき、調査の概要・計画等について、ウクライナ側関係機関へ説明し、協議・意見交換を行う。
- イ 調査対象都市の廃棄物セクターについて、情報収集、現状・課題の概要分析を行う。
- (3) 第1次国内作業（2018年3月中旬～5月上旬頃）
- ア 第1次現地調査結果を基に、現状・課題の整理・分析を行い、JICA と協議する。協議内容には、第2次現地調査の方向性も含める。協議結果を受けて、インテリム・レポート（案）を作成する。
- イ 上記アによる分析・協議を踏まえレポートの取り纏めを行い、JICA へコメント依頼を行う。
- ウ JICA からのコメントを踏まえて、必要に応じて加筆修正を行い、インテリム・レポートを完成させる。
- (4) 第2次現地調査（2018年5月上旬～6月上旬頃）
- ア インテリム・レポートをウクライナ側関係機関に対して説明し、協議・意見交換を行い、第2次現地調査の方向性を確認する。
- イ 調査対象都市において、第1次現地調査に引き続き、情報収集及び現状・課題の分析を行う。
- (5) 第2次国内作業（2018年6月上旬～7月上旬頃）
- ア JICA と協議のうえ、本調査全体に係る作業内容・進捗・課題及び今後の JICA による支援シナリオを取り纏める。支援シナリオの検討にあたっては、調査対象都市の中から、緊急性、裨益効果、事業性、環境社会配慮上のリスクなどを考慮の上、我が国が当該分野に支援する妥当性・必要性を検討し、また、廃棄物焼却処理に関する我が国の知見・経験・技術等の活用可能性や本邦企業の進出の意向等に関して十分検討を加えた上で、JICA が支援すべき今後の支援シナリオや分野の案を提言として取りまとめること。なお、ウクライナが既に一般プロジェクト無償資金協力の対象外となっていることから、有償資金協力及び関連する技術協力（あるいはそれらの組み合わせ）が想定されるが、それぞれの協力に関して、分担や連携に関しても検討し、協力概要・実施方法・実施体制などについて提案すること。以上を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートを作成する。
- イ 上記アによる分析・協議を踏まえレポートの取り纏めを行い、JICA へコメント依頼を行う。
- ウ JICA からのコメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、ドラフト・ファイナル・レポートを完成させる。

(6) 第3次現地調査 (2018年7月上旬～7月中旬頃)

ア ドラフト・ファイナル・レポート及び JICA の今後の支援シナリオをウクライナ側関係機関に対して説明し、協議・意見交換を行う。

(7) 帰国後整理作業 (2018年7月中旬～8月上旬頃)

ア 第3次現地調査結果を基に、JICA と協議のうえ、本調査全体にかかる作業内容・進捗・課題及び今後の JICA による支援シナリオを取り纏める。なお、事業費の概算や想定される実施スケジュール、実施体制などの情報を含めること。

イ 上記アにより取り纏めたファイナル・レポートについては、JICA へコメント依頼を行い、コメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行ったうえで完成させること。

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は JICA へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。

### (1) 調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2018年2月上旬頃

部数：英語3部

2) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：2018年4月中旬頃

部数：電子データのみ (英語)

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2018年6月下旬頃

部数：英語3部、ウクライナ語1部

4) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2018年8月上旬頃

部数：和文7部、英文20部、ウクライナ語10部、CD-R3部

注 1) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

### (2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部 数：報告時は必要部数、F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部 数：F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

イ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

ウ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2018年1月下旬より業務を開始し、2018年8月上旬を目処に成果品（F/R）を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

合計 約 17.7 M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- \*業務内容及び業務工程を考慮のうえ、上記の業務量の目途を超えない範囲で、より適切な要員構成がある場合、理由とともにプロポーザルにて提案すること。
- \*下記の格付けは目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／廃棄物管理計画 2号
- 2) 廃棄物焼却発電 3号
- 3) 収集・運搬体制分析／廃棄物性状調査／環境社会配慮調査
- 4) 法制度・組織体制分析
- 5) 財務・経済分析

##### （3）通訳

業務実施上、必要に応じて現地にて通訳（ウクライナ語⇄英語または日本語）を雇用することを可とする。通訳の現地傭上にかかる経費は見積りに計上すること。

#### 3. ローカル・リソースの活用

本件調査について、経験・知見を豊富に有する現地傭人等ローカルリソースの知見を積極的に活用することとし、下記調査については再委託で実施することも可とする。なお、経費は見積りに含めること。

- （1）廃棄物性状調査
- （2）環境社会配慮調査

但し、必要に応じて上記以外の業務についてもプロポーザルにより提案可能とする。なお、提案の際には業務量の根拠をプロポーザルに記載すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 4. 参考資料

##### (1) 配布資料：

- ・ウクライナ国廃棄物管理国家計画（National Waste Management Strategy）  
ドラフト

##### (2) ウェブ公開資料：

- ・ウクライナ国エネルギーセクター情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12260204.pdf>

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、経費は見積に含めること。

#### 6. その他の留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務においては、複数年度契約を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

##### (2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録し、現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA 中東・欧州部欧州課、在ウクライナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA 中東・欧州部欧州課と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動する場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 中東・欧州部欧州課と緊密に連絡を取るよう留意する。また、日本国内におけるバックアップ体制も構築する。なお、当該安全管理体制はプロポーザルに記載すること。

##### (3) 不正腐敗対策

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

##### (4) 相手国の便宜供与

ウクライナにおいては JICA 在外拠点及び兼轄事務所がなく、本調査の実施にあたっては、JICA 中東・欧州部欧州課より、主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知等、円滑な調査実施のための協力を必要に応じて行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与に係る JICA 中東・欧州部欧州課の支援を必要とする場合には、同課に随時連絡・協議すること。

以上

